

## 2011 年特許(改正)規則

施行日: 2011 年 2 月 15 日

本通知は、2011 年特許(改正)規則に基づく特許出願手続きを明記するために特許登録官が発行するものである。

本改正は、2011 年 2 月 15 日より施行される。

### 1. 手続きおよび手数料

- a. 2011 年 2 月 15 日より前に行われた手続きで、実体審査請求(F5/F5A)が行われていないものについては、全て新規規則が適用される。
- b. 2011 年 2 月 15 日より前に行われた手続きで、実体審査請求(F5/F5A)が行われているものについては、全て旧規則が適用される。  
(注:特許の付与に伴い新規規則が適用される。)
- c. 1983 年特許法に基づく、特許関連のあらゆる出願および請求に関する手数料および様式は、**2011 年 2 月 15 日より**2011 年特許(改正)規則に従うことになる。納付額に不足がある場合は、**新たな手数料の要件を満たすにあたり、出願人には 2011 年 3 月 8 日まで猶予が与えられる。**

### 施行日の概要

出願日	係属中の出願	取得済特許
2011 年 2 月 15 日より前— F5/F5A による請求を提出済	旧規定	新たな 2011 年特許(改正)規則
2011 年 2 月 15 日より前— F5/F5A による請求は未提出	新たな 2011 年特許(改正)規則	新たな 2011 年特許(改正)規則
2011 年 2 月 15 日以降	新たな 2011 年特許(改正)規則	新たな 2011 年特許(改正)規則

### 2. 電子出願

本規則の規則 52A および 52B に従い、電子出願による特許の出願を希望する出願人は手数料の割引が受けられる。出願人は電子出願システムを利用するにあたり、事前に IP オンラインウェブサイトを通じて、マレーシア知的財産公社(MyIPO)が発行するデジタル ID(無料)を申請しなければならない。

### 3. 早期審査

本規則の規則 27E に従い、規則 27 に基づき実体審査を請求する又は請求した出願人は、様式 5H の書面に早期審査を申請する理由を記載した法定宣言書および所定の手数を添えて提出することにより出願の

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

早期審査の実施を申請することができる。早期審査の申請は出願の優先日から 18 ヶ月後から行うことができる。登録官が申請を承認した場合、出願人は登録官の決定から 5 営業日以内に様式 5I を提出しなければならない。

様式 5I の受領後、当該出願の審査が 4 週間以内に行われる。審査官から要件を満たしていない旨の報告があった場合、登録官は、否定的な報告書の郵送日から 3 週間以内に当該報告書に関して意見を述べ、出願を補正する機会を 1 回に限り出願人に与える。これに関する期間の延長は認められない。

3 週間以内に応答がない場合、または当該要件が満たされていることを出願人が登録官に認めさせられない場合、早期審査の請求は取り下げられたものとみなされ、当該の特許出願は通常の審査として取り扱われることになる。

早期審査の手続き期間は早期審査申請書の受領日から 2 ヶ月(最初のオフィスアクションまで)である。但し、出願が法令を(明確に)遵守しているものとする。

#### 4. 実体審査

本規則の規則 27 および 27A に従い、実体審査請求(様式 5)および修正実体審査請求(様式 5A)は出願日より 18 ヶ月以内に行うものとする。

本規則の規則 27C および 27D に従い、出願人には否定的な報告書の郵送日から 2 ヶ月以内に当該報告書に関して意見を述べ、出願を補正する機会が与えられる。

#### 5. 予備審査

規則 10 および 26 に従い、出願人の特許を受ける権利を正当化する根拠事実の申告(様式 22)は様式 1 および様式 17 と共に提出するものとし、予備審査の正式な請求となるものとする。

注:本書は 2011 年特許(改正)規則の要旨を記載することを目的とするものである。本通知と 2011 年特許(改正)規則との間に差異がある場合は、2011 年特許(改正)規則が優先される。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。